

熊本県公報

第 1 1 6 1 6 号
平成 19 年 10 月 29 日（月）
（毎週 月・水・金発行）

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定	（高齢者支援総室） 1
○指定介護予防サービス事業所の指定	（ " ） 1
○家畜伝染病（ヨーネ病）の発生	（畜産課） 1
○道路の供用開始	（道路保全課） 1
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	（商工政策課） 2
登 載 依 頼	
○IC カード運転免許証読取り装置の賃貸借に係る一般競争入札	（警察本部運転免許課） 2
○県有財産の売却に係る一般競争入札	（企業局総務経営課） 4

告 示

熊本県告示第 913 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 10 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
美里ケアサービスセンター 葦北郡芦北町大字天月 1176 番地	有限会社美里在宅支援事業所	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 914 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 10 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
美里ケアサービスセンター 葦北郡芦北町大字天月 1176 番地	有限会社美里在宅支援事業所	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 915 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。
平成 19 年 10 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 10 月 11 日	上益城郡	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 916 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供

用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原二丁目字平ノ 95 番 2 地先から 同町城河原一丁目字村木 7 番 3 地先まで	130.0	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 29 日

公 告

熊本県公告第 873 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 5 月 23 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本市田井島一丁目 2-1
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 10 月 29 日から平成 19 年 11 月 29 日まで

登 載 依 頼

熊運免公告第 470 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 29 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
IC カード運転免許証読取り装置
内訳 IC カード運転免許証読取り装置 32 台
管理装置 1 台
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 20 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで
 - (4) 納入期限
平成 19 年 12 月 28 日（金）
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を含んだ金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- オ 入札は 2 回まで行う。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
- (2) 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格確認申請書及び入札対象機種審査申請書を平成 19 年 11 月 5 日（月）午後 5 時までに 5 の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111（内線 6350）ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 10 月 29 日（月）から平成 19 年 11 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 10 月 29 日（月）から平成 19 年 11 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課免許第 1 係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
電話番号 096-233-0111 内線 374
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 10 月 29 日（月）から平成 19 年 11 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 11 月 7 日（水）午後 3 時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター 2 階）
- (4) 入札書の提出方法
（3）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5

- に記載の場所に平成 19 年 11 月 6 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県企業局公告第 4 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 10 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の表示

物件名称 鉄くず及び銅線くず

保管場所 藤本発電所及び八代工業用水白島浄水場

- 数 量 鉄くず 46,256kg 銅線くず 38kg
- 2 入札期日
平成 19 年 11 月 20 日（火） 午前 11 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁北側会議棟 302 号室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県企業局に帰属する。
- 5 開札期日
入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
（1） 当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者
（2） 破産者で復権を得ないもの
（3） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 19 年 11 月 16 日（金） 午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県企業局総務経営課管財班
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
（1） 個人の場合 印鑑証明書
（2） 法人の場合 印鑑証明書
（3） 代理人が参加する場合 （1）又は（2）に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
（1） 契約締結期限 平成 19 年 11 月 26 日（月）
（2） 売買代金納入期限 契約書により指定する。
（3） 鋼材の搬出期限 契約書により指定する。
（4） 物件の数量を契約書に定めるとおり計算し、過不足があった場合は、数量及び売買代金の変更について契約を行うものとする。
（5） 契約締結場所 熊本県企業局が指定する場所
（6） 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）、熊本県企業局会計規程（昭和 39 年 3 月 31 日電気事業会計規程第 2 号）等を承知のうえ入札するものとする。
（7） 問い合わせ先
熊本県企業局総務経営課管財班（電話 096-333-2593）

